悩んでいませんか? 退職金対策

手頃な 掛金から 始めたい・・・

関与先に 退職金制度を 勧めたい・・・



安心できる 退職金制度が あれば・・・

福祉事業も 充実している 制度は・・・

税理士事務所職員・関与先事業所従業員のための



満65歳 未満まで 加入可

税理士事務所職員はもちろん、 関与先の皆様もご加入頂けます この低金利時代に年複利2%の

給付予定率で退職金をお支払いしています。

※事業主、もしくは事業主と生計を一にする親族・法人の役員 (使用人兼務役員を除く)はこの制度にご加入できません。

ご契約いただける方

- ①税理士会会員(税理士法人含む)
- ②税理士会及び税理士関連組織(賛助会員)
- ③関与先等(賛助会員)

制度の特徴

- ●月額3,000円から、確かな保証!(月額の基本掛金は 1 口1,000円で3 口以上、最高30口まで)
- ●掛金は全額必要経費、または損金に計上できます。
- ●制度加入前の勤務期間を最長10年まで通算できます。 ただし、満60歳未満の方に限ります。
- ●年複利 2 % (R4.5月現在)で、保障も充実!
- ●退職一時金は被共済者(従業員)に直接お支払いいた します。
- ●退職年金は、退職後(受給要件を満たした場合)10年 間にわたって被共済者(従業員)にお支払いいたします。
- ●被共済者が亡くなられた時には遺族一時金をお支払いい たします。
- ●充実した福祉事業制度(結婚祝金・出産祝金・死亡弔 慰金)をご用意しています。※掛金の費用負担はございません。

	共消災約有	攸 共	
結婚祝金	20,000円	10,000円	
出産祝金	10,000円		
死亡弔慰金	50,000円	30,000円	

関与先の皆様もご加入いただけます ひとり1件紹介キャンペーン

正会員(税理±会会員)のご紹介もお願い申し上げます!

ぜいたいきょうでは現在、 「ひとり1件紹介キャンペー ン」を行っております。(税理 士の紹介があれば、関与先も 賛助会員としてご加入いただ けます。)

キャンペーンは、

- ①税理士より関与先をご紹 介していただく
- ②税理士より他の税理士(法 人含む)をご紹介していた だく

というもので、税理士業界の みならず広く制度を普及させ ることにより、福利厚生の面 で社会貢献をしていこうとい う主旨で行っております。



▲チラシもご用意しています。 ぜいたいきょう事務局まで お問い合わせください。

"ひとり1件"と銘打ってはおりますが、ひとり何件ご紹介 いただいても構いません! 是非この機会に、関与先・税理 士会員のご紹介をお願いいたします!

複利2%! 口コミでの広がりが、全国各地で目覚しく発展。 更なる広がりを目指します!

従業員の退職金のことなら



■発行 令和4年8月 第31号 ■〒330-0846 さいたま市大宮区大門町2-88 大野ビル6F Tel.048(645)8720 Fax.048(645)926

理事長インタビュー

被共済者3万人へ「5カ年計画スタート」

この記事は、エヌピー通信社様よりご協力をいただき、「税理士新聞」第1744号(2022.8.5号)のインタビュー記事を編集して掲載いたします。



どのような意味を持っているので しょうか。

税理士事務所やその関与先企業

が退職金制度を整備することは、

公的年金制度への不安や社会 情勢の混乱、さらにコロナ禍もあ って、老後の資産そのものへの関

池田雄一理事長 心が急激に高まっています。超高

齢化社会で、今後はさらに退職金に依存する割合は増 えるでしょう。こうした社会的ニーズに応えることこそが 税理士事務所や関与先企業に求められているものと 認識しています。

ここ10年を振り返ってみると、ぜいたいきょうの加入者 数は着実に伸びていますね。

コロナ禍の当初は、飲食業者の賛助会員から掛金の 支払いを中断させてほしいというご要望もゼロではあ りませんでしたが、結果的にコロナ禍の影響はなかっ たと言っていいと思います。

お陰様で財政状態も非常に健全で、今年の4月決算 では正味財産が100億円を超えました。掛金収入だけ で退職金などの給付を全て賄えるような財務体質にな っています。新規加入の被共済者の年齢層を見ると、 現在のぜいたいきょうは若い世代が多いので、加入者 の年齢層のバランスも取れている理想的な状態だと いえるでしょう。

さらには、退職金制度を求める社会のニーズにこた えて、新たに「5カ年計画」をスタートさせました。 「5カ年計画」とはどのようなものでしょうか。

今後5年でさらに被共済者を1万人増やし、3万人を

達成しようというものです。

近年増えている税理士事務所の関与先企業の加入 はもちろんですが、正会員、つまり税理士事務所の職員 の加入を増やしていくことに注力したいと考えていま す。以前に比べて、ぜいたいきょうの認知度は高まって いますが、まだまだ不足していると認識しております。 税理士会の各単位会で、ぜいたいきょうについてご説 明する機会を増やしていき、税理士先生同士の口コミ やホームページの充実などを通じて、ぜいたいきょう

の存在をアピールしていきたいと考えています。何より まず、企業からの信頼が厚い税理十先生にぜいたいき ょうの存在を認識してもらうことが重要ですから。

改めて、「複利2%」をどのように実現しているのですか。

実現可能な理由は3つあります。1つはぜいたいきょ うのような特定退職金共済制度(特退共)を運営する 一般財団・社団法人は、掛金の運用によって得た利子 などに源泉所得税がかからないということです。平成 20年の公益法人改革の際に、ぜいたいきょうは全国の 特退共と連携して要望を行い、非課税となることがで きました。

2つ目は、ぜいたいきょうでは理事長の私を始め、す べての役員が無報酬で運営を行っています。運用益が 出ているにもかかわらず、運用報酬は一切ありません。

そして3つ目の理由が、掛金の運用をすべて自家運 用で賄っているという点です。投資顧問会社などに委 託をしていないため手数科が発生しません。これは、最 終的な運用益に大きなプラス影響を及ぼします。

つまり、運用自体は他の年金共済制度となんら変わ りませんが、源泉所得税や人件費、手数料などが発生 しないため複利2%の利率を維持できているのです。 ハイリスクハイリターンの投資を行っているということ はありません。今後もこの利率を維持できるよう努力し てまいります。

経営者様・税理士先生へのメッセージをお願いします。

公的年金に対する不安が高まるなかで、税理士事務 所や関与先企業が退職金制度を整備する重要性はま すます高まっています。終身雇用はもう崩壊したといっ て退職金制度をなくす企業もあるようですが、従業員に なるべく長い期間働いてもらい、税埋士事務所や企業 運営に安定と成長をもたらすという考え方こそが、日本 の企業や文化風土に合っているのではないでしょうか。

より良い退職金制度を整備することは、従業員と会 社それぞれに好循環を生み出します。それが関与先企 業であれば、結果的には税理士事務所にも良い結果を もたらします。従業員、関与先企業、税理士事務所が 「三方良し」で全員笑顔になれるお手伝いをぜいたい きょうにさせていただければ幸いです。

令和3年度

3

億

億

制度の詳細は ホームページをご覧ください



ホームページで 退職金のシミュレーションができます

退職一時金及び遺族一時金の給付例

1	口数	10口(10,000円)の場合 単位円		
ı	加入期間	基本退職 年金月額	基本退職 一時金	基本遺族 一時金
ı	1年		117,700 掛金 120,000	157,700 掛金 120,000
ı	3年		360,100 掛金 360,000	420,100 掛金 360,000
ı	5年		612,300 掛金 600,000	692,300 掛金 600,000
ı	7年		874,700 掛金 840,000	974,700 掛金 840,000
ı	10年	11,820	1,288,300 掛金 1,200,000	1,388,300 掛金 1,200,000
ı	15年	18,670	2,034,700 掛金 1,800,000	2,134,700 掛金 1,800,000
	20年	26,240	2,858,800 掛金 2,400,000	2,958,800 掛金 2,400,000
	25年	34,590	3,768,600 掛金 3,000,000	3,868,600 掛金 3,000,000
	30年	43,810	4,773,100	4,873,100 掛全3,600,000

※給付額は「一般社団法人ぜいたいきょう退職年金共済規約」に基 づく基本退職年金等の金額であり、将来改定されることがありま す。そのため3年ごとに給付額の見直しをいたします。

5,882,200

7,106,700

- ※1口1,000円のうち、運営事務費は30円です。
- ※基本遺族一時金について、基本退職一時金の上乗せ金額に対する 掛金の費用負担はございません。

http://www.zeitaikyo.com/ ぜいたいきょう 検索

53,990

65,230

35年

40年

5,982,200

7,206,700

被共済者数及び事業所数の推移



加入被共済者数は、 令和3年6月に 20.000 名を突破しております。



令和4年6月28日午後、ニューオータニイン東京において第 39回通常総会が開催されました。

令和3年度事業報告及び財務諸表等についての報告が行わ れた後、令和4年度事業計画(案)及び収支予算(案)の承認を 求める件が上程され、賛成多数で可決承認されました。



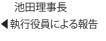
| 来賓の挨拶をする日税連の

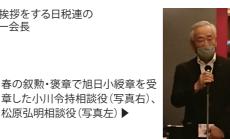
神津信一会長





▲総会で挨拶をする 池田理事長







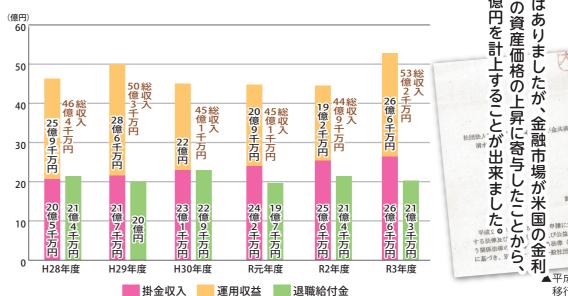
上することが出来まし

年度別収益給付比較

令和3年度事業計画において、掛金収入を26.8億円と設定いたしましたが、26.6 億円(前年度プラス 1.03 億円以上)とほぼ予定通りの金額を計上いたしました。

章した小川令持相談役(写真右)、

松原弘明相談役(写真左)▶



申請に対し、一般社団法人及び一般財団法人に旧 び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴 う法律(平成18年法律第50号)第45条の規定 般社団法人として認可する。

内閣総理大臣

府益担第5251号 平成24年4月19日

▲平成24年5月、一般社団法人へ 移行した際の認可書

理事長

信

英仁

太田

秀明

杉田

宗久

須藤

寿

委 委員会 員

長 員 渡部 梅田 古賀 恭 隆 浩 志

委

祐司

山木島

員 員 /石丸 橋 中本 野 玉田 野 髙 重橋 本 笹田 木 狩村 野 岡 大 大本 濵 内 点 弘 将 正 泰 武 晴 要 篤 智 則 敬 之 倫 德 憲 夫 一 典 剛 隆

会員増強・福祉事業委 員 内田 植中 員会 永 鈴 古橋 木 賀 一 利 恭 照 哉 志 浩 夫

委

長/長谷川良則

委員会の構成

五十

資産管理運用委員会

事 / 石丸 橋本 古賀 瀬戸 植中 和田 波多野 大友 東 茂行 道孝 照夫 榮 順 良 清水 佐藤 上條 岡本 大野 大内 岩元 髙澤 将之 昌義 晴夫 義豊 友二 一男 圭

理

役 事 長